

香芝市告示第120号

香芝市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月19日

香芝市長 三橋和史

香芝市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県地方創生総合戦略及び香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、香芝市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内において香芝市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、奈良県移住支援事業・就業支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（令和元年7月26日実施）及び香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 東京都の特別区のことをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 単身 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が単独で移住したことをいう。
- (5) マッチングサイト 移住支援金の対象となる法人（以下「法人」という。）の求人情報を掲載する奈良県が運営を行う情報サイトをいう。
- (6) 起業支援金 奈良県が奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱（令和元年7月26日施行）に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金をいう。
- (7) 専門人材事業 国が実施するプロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業をいう。

(移住支援金対象要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号から第6号までの要件のいずれかに該当する者とする。ただし、世帯の申請をする者は、これらに加えて第7号の要件に該当しなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 移住元に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいう。）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該大学等に通学した期間も次に掲げる要件の対象期間とすることができる。

(イ) 香芝市（以下「市」という。）に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(ロ) 市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、通勤の期間については、市への転入日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

ロ 令和2年6月1日以降に市に転入したこと。

ハ 市に転入した日から1年以内の申請であること。

ニ 第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）から5年以上、市に継続して居住する意思を有していること。

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でなく、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ヘ 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ト 過去10年以内に申請者（その世帯員を含む。）として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還したとき、又は過去の申請日時点で18歳未満の世帯員だった者が当該申請日から5年以上経過し、18歳以上となり、かつ、奈良県及び市が移住支援金の対象として適当と認めるときは、この限りでない。

チ その他奈良県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 勤務地が奈良県内に所在すること。

ロ マッチングサイトに掲載している求人による就業であること。

ハ 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、奈良県及び市が移住支援金の対象として適当と認める場合は、この限りでない。

ニ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ホ ロの求人への応募が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降に行われたものであること。

ヘ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ト 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件 専門人材事業を利用して移住し、及び就業し、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 勤務地が奈良県内に所在すること。

ロ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ハ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ニ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ホ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 就業先の法人からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

ロ 移住先で原則として通勤せず、週20時間以上テレワークにより勤務すること。

ハ 国が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、就業先の法人から申請者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 申請日から起算して過去5年の間に1回以上市に対してふるさと納税の寄附をしていること。

ロ 農林水産業又は商工業に従事していること。

(6) 起業に関する要件 起業支援金の交付決定を受けた日から1年以内の申請であること。

(7) 世帯に関する要件 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

ロ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請日時点において同一世帯に属していること。

ハ 申請者を含む2人以上の世帯員が、令和2年6月1日以降に市に転入したこと。

ニ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請日時点において転入後1年以内であること。

ホ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(移住支援金額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、香芝市移住支援金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の本人確認書類

(2) 第3条第1号の要件に該当することを証する書類

(3) 就業証明書（新規就業）（第2号様式）（申請者が第3条第2号又は第3号の要件に該当する場合に限る。）

(4) 就業証明書（テレワーク）（第3号様式）（申請者が第3条第4号の要件に該当する場合に限る。）

(5) 第3条第5号の要件に該当することを証する書類（申請者が同号の要件に該当する場合に限る。）

(6) 起業支援金の交付決定が分かる書類（申請者が第3条第6号の要件に該当する場合に限る。）

(7) 第3条第7号の要件に該当することを証する書類（申請者が世帯の申請をする場合に限る。）

2 前項の規定による申請は、次の各号のいずれにも同意した上で、行わなければならない。

(1) 支給要件の該当性を確認するため、市が必要な範囲で住民登録状況について、関係公簿等を調査し、関係機関に照会すること。

- (2) 奈良県及び市が、香芝市移住支援事業の実施に際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定により当該事業の実施のため利用すること。
- (3) 奈良県及び市が、申請者の個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認すること。
- (4) 香芝市移住支援事業に関し必要があると認めるときは、市が報告を求め、又は現地調査を行うこと。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに香芝市移住支援金交付決定通知書（第4号様式。第8条において「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができないときは、香芝市移住支援金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付）

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに香芝市移住支援金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が第6条第1項の規定による交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、香芝市移住支援金交付決定通知書再交付願（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに香芝市移住支援金交付決定通知書（再交付）（第8号様式）により、申請者に交付するものとする。

（返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び市が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

イ 虚偽の申請等をした場合

ロ 申請日から3年未満に市から転出した場合

ハ 申請日から1年以内に第3条第2号又は第3号の要件に該当する職を辞した場合

ニ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、奈良県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

香芝市移住支援金交付申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

移住支援金の交付について、香芝市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、次の事項に同意し、及び誓約します。

1 同意事項

- (1) 支給要件の該当性を確認するため、香芝市（以下「市」という。）が必要な範囲で住民登録状況について、関係公簿等を調査し、関係機関に照会すること。
- (2) 奈良県及び市が、香芝市移住支援事業の実施に際して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定により当該事業の実施のため利用すること。
- (3) 奈良県及び市が、申請者の個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認すること。
- (4) 香芝市移住支援事業に関し必要があると認めるときは、市が報告を求め、又は現地調査を行うこと。

2 誓約事項

- (1) 第3条第1号の要件に該当すること。
- (2) 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係が3親等以内の親族に該当していないこと（第3条第2号の要件に該当する場合に限る。）。
- (3) 第3条第7号の要件に該当すること（世帯の申請に該当する場合に限る。）。

移住支援金の内容（該当するものにチェックを入れてください。）

世帯構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 世帯（移住した家族の人数 人）
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/> 就業 <input type="checkbox"/> 専門人材 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 関係人口 <input type="checkbox"/> 起業

転出元の住所

住 所	
-----	--

第2号様式（第5条関係）

就業証明書（新規就業）

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者の住所	
勤務先の所在地	<input type="checkbox"/> 証明者と同じ
勤務者名	
勤務先の電話番号	<input type="checkbox"/> 証明者と同じ
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用
移住支援金種別	<input type="checkbox"/> 1 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業 <input type="checkbox"/> 2 専門人材事業（プロフェッショナル人材事業又は先導的 人材マッチング事業）による就業
1 を 選 択 し た 場 合	勤務者と代表者、取締役等 の経営を担う者との関係 <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない。 <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当する。

第3号様式（第5条関係）

就業証明書（テレワーク）

年 月 日

香芝市長

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者の住所 （移住前）	
勤務者の住所 （移住後）	
勤務先の所在地	<input type="checkbox"/> 証明者と同じ
勤務者名	
勤務先の電話番号	<input type="checkbox"/> 証明者と同じ
移住の意思	<input type="checkbox"/> 勤務者本人の意思による移住である。 <input type="checkbox"/> 所属先企業等の命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。） ではない。
交付金による 資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に国が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又 はその前歴事業による資金提供をしていない。

様

香芝市長



香芝市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、香芝市移住支援金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

移住支援金 金 円

備考

- 1 香芝市（以下「市」という。）は、香芝市移住支援金交付要綱の規定により、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 申請日から3年未満に市以外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 申請日から1年以内に香芝市移住支援金交付要綱第3条第2号又は第3号の要件に該当する職を辞した場合 全額
 - (4) 奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱の規定により、交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に市以外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 香芝市移住支援事業に関し必要があると認めるときは、市が報告を求め、又は現地調査を行います。

なお、報告及び現地調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 独立行政法人住宅金融支援機構における【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用については、次のとおりです。
 - (1) この通知書は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げ制度の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けられない場合があります。
 - (3) 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫（以下「金融公庫」という。）の創業者向け融資制度における特別利率の適用については、次のとおりです。
 - (1) この通知書は、金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金について、不交付と決定しましたので、香芝市移住支援金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

不交付の理由

第6号様式（第7条関係）

香芝市移住支援金交付請求書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

移住支援金の交付を受けたいので、香芝市移住支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

支 払 機 関 名			預 金 種 別	口 座 番 号						
銀行	支店		普 通 ・ 当 座 そ の 他 ()							
	農協	店 番	フリガナ							
信金			口座名義人							

第7号様式（第8条関係）

香芝市移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

香芝市移住支援金交付要綱第8条の規定により、香芝市移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

再交付を希望する理由

様

香芝市長



香芝市移住支援金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付けで香芝市移住支援金交付決定通知書の再交付の申請のあった移住支援金について、香芝市移住支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおり通知します。

移住支援金 金 円

備考

- 1 香芝市（以下「市」という。）は、香芝市移住支援金交付要綱の規定により、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 申請日から3年未満に市以外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 申請日から1年以内に香芝市移住支援金交付要綱第3条第2号又は第3号の要件に該当する職を辞した場合 全額
 - (4) 奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱の規定により、交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に市以外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 香芝市移住支援事業に関し必要があると認めるときは、市が報告を求め、又は現地調査を行います。

なお、報告及び現地調査に応じない場合は、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。
- 3 独立行政法人住宅金融支援機構における【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用については、次のとおりです。
 - (1) この通知書は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、金利引下げ制度の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けられない場合があります。
 - (3) 移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫（以下「金融公庫」という。）の創業者向け融資制度における特別利率の適用については、次のとおりです。
 - (1) この通知書は、金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は、金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。